

社会福祉法人小竹町社会福祉協議会 非常勤役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人小竹町社会福祉協議会非常勤役員等報酬及び費用弁償規程（平成18年）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小竹町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員等のうち、会長及び監事については、報酬を支給する。
- (2) 会長及び監事を除く役員等については、報酬を支給しないこととし、役員等で非常勤の者（会長を除く）が、本会の業務のため会議等に出席したときは、別表1のとおり費用を弁償する。費用弁償の額は、小竹町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を準用する。ただし、小竹町の長、副町長、会計管理者、教育委員会教育長及び一般職の職員が役職員等になっている場合は、それらの者には弁償しない。

（非常勤役員等の報酬の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び監事の報酬については、別表2に定める額
- (2) 報酬の支給方法

第5条 非常勤役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、毎月10日とし、その日が休日（本会職員就業規則第22条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 監事の報酬は、毎年度会計監査終了後とする。

（公表）

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別

に定めるものとする。

附 則
(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

非常勤役員等の費用弁償額	日額	500円
--------------	----	------

別表2

非常勤役員等の報酬額	会長	月額	40,000円
非常勤役員等の報酬額	監事	年額	5,000円